

# 訴 状

平成29年7月2日

広島地方裁判所福山支部 御中

原告代表者 理事長 河田 英正



(担当) 原告訴訟代理人弁護士 河端 武史



同 弁護士 大山 知康



同 弁護士 片岡 靖隆



同 弁護士 肥田 弘昭



同 弁護士 三好 英宏



当事者の表示 当事者目録記載のとおり

治療費不返還条項使用差止請求事件

訴訟物の価額 160万円

ちょう用印紙額 1万3000円

## 第1 請求の趣旨

- 1 被告は、消費者との間で、樹状細胞療法によるがんの治療契約を締結するに際し、治療が途中で終了した場合の治療費の返還について、別紙契約条項目録記載の条項を内容とする意思表示を行ってはならない。
- 2 被告は、前項の条項が記載された治療同意書等の契約書雛形が印刷された契約書用紙を破棄せよ。
- 3 被告は、その従業員らに対し、別紙書面の内容を記載した書面を配布せよ。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに第1項ないし第3項について仮執行の宣言を求める。

## 第2 請求の原因

### 1 当事者

原告は、平成27年12月8日、消費者契約法13条に基づいて内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である（甲1）。

被告は、がんの治療等を行う病院を経営する事業者である。

### 2 治療費に関する契約の内容

被告は、不特定かつ多数の消費者との間で、樹状細胞療法によるがんの治療契約（以下「本件契約」という。）を締結している。

被告が、消費者との間で、本件契約を締結するに際し、消費者に対して署名を求める被告作成の「花園クリニック治療同意書」（以下「本件同意書」という。甲2）には、治療費（150万円から180万円程度）の全額前払いを前提として（甲3）、治療を開始する前や、途中で治療を中止する場合でも、成分採血後はその治療費が全額自己負担となり、患者が前払いした治療費は一切返還されない旨の別紙契約

条項目録記載の条項（以下、「本件治療費不返還条項」という。）が記載されている。

しかしながら、本件治療費不返還条項は、下記に述べるとおり、消費者契約法の規定に反して無効である。

### 3 本件治療費不返還条項が消費者契約法9条1号に違反すること

本件同意書の適用対象となる本件契約は、役務の提供を内容とする準委任契約と評価されるものであるが、民法は、（準）委任契約は、いつでも相手方の実損害を賠償して中途解約できる旨（民法651条1項）、（準）委任が受任者の責めに帰することができない事由によって履行の途中で終了したときは、受任者は、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる旨（民法648条3項）を定めていることからすると、本件治療費不返還条項は、治療契約の解除に伴う損害賠償の予定又は違約金の定めを有するものと解される（最高裁平成18年11月27日第二小法廷判決・民集60巻9号3437号）。

そして、消費者契約法9条1号では、消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるものについて、当該超える部分の条項は無効とする旨を定めている。

これを本件治療費不返還条項についてみると、「樹状細胞は、成分採血後、一度にまとまった量を作製するため、その時点で全額自己負担になります。」との内容が含まれているが、がん樹状細胞療法の治療には、成分採血後に、医薬品の製造と同レベルの厳しい基準による

樹状細胞の培養、管理及び培養検査、1クール5～7回分のワクチン投与等が予定され、これらも治療契約の内容となっている（甲3、甲4）。

そうすると、少なくとも成分採血の終了時に解除がなされても、被告に治療費全額（150万円から180万円程度）に相当する「平均的な損害」が発生しないことは明らかであり、成分採血後は治療費が全く返還されないとする本件治療費不返還条項は少なくともその一部が消費者契約法9条1号の規定により無効である。

#### 4 治療費不返還条項が消費者契約法10条に違反すること

治療費不返還条項が消費者契約法9条1号に違反して無効であることは前記3記載のとおりであるが、治療費不返還条項は、以下に述べるとおり、消費者契約法10条にも違反する内容となっている。

消費者契約法10条は、「消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする」と規定している。

これを本件についてみると、本件治療費不返還条項が存在しない場合に本件に適用される任意規定（法令中の公の秩序に関しない規定）によれば、（準）委任が受任者の責めに帰することができない事由によって履行の途中で終了したときは、受任者は、既にした履行の割合の限度でしか報酬を請求することができない（民法648条3項）ところ、本件治療費不返還条項では、履行が途中で終了した場合であっても被告がその報酬の全額を受領できることとなる。

そうすると、本件治療費不返還条項は、法令中の公の秩序に関しな  
い規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者  
の義務を加重する消費者契約の条項であり、民法第1条第2項に規定  
する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものであると  
言わざるを得ない。

したがって、本件治療費不返還条項は、消費者契約法10条の規定  
に違反して無効である。

## 5 書面による事前請求

原告は、被告に対し、上記と同趣旨の請求を内容とする平成28年  
9月23日付け申入書（甲5）及び平成28年12月27日付け再申  
入書（甲6）を送付したものの、被告からは何ら回答がなかった。

被告が本件同意書を作成していること及び以上の事実からすれば、  
被告が不特定かつ多数の消費者との間で、本件治療費不返還条項を含  
む消費者契約の申込み又は承諾の意思表示を現に行い又は行うおそ  
れがあることが明白であるから、原告は、平成29年5月17日、消  
費者契約法41条1項に基づき提訴予告書面（甲7）を送付し、同書  
面は、同月18日、被告に到達した（甲8）。

## 6 差止請求等

以上のとおり、本件治療費不返還条項は、消費者契約法9条1号な  
いし消費者契約法10条の規定により無効であり、消費者契約法12  
条3項により、同条項を含む意思表示の停止命令が認められるべきで  
ある。また、かかる無効な契約条項による意思表示の停止、予防には  
以下の措置が必要である。

- (1) 被告が、別紙契約条項記載の条項が記載された治療同意書等の契約書雛形が印刷された契約用紙を破棄すること。
- (2) 被告が、その従業員らに対し、下記の内容を記載した書面を配布すること。

#### 記

花園クリニックは、消費者との間で樹状細胞療法によるがん治療契約を締結するに際し、別紙契約条項目録記載の契約条項を含む意思表示を行いませんので、当クリニックが当該条項を使用した樹状細胞療法契約を行うための事務一切は行わないようにし、当該条項が記載された同意書面、契約書面は全て破棄してください。

- 7 よって、原告は、被告に対し、消費者契約法12条3項本文に基づき、被告が消費者と樹状細胞療法によるがんの治療契約を締結するに際し、請求の趣旨第1項の内容を含む意思表示を行わないこと、同内容の条項が記載された治療同意書等の契約書雛形が印刷された契約用紙を破棄すること及びこれらを被告の従業員に対し指示することを求め本訴に及んだ。

以上

## 証拠方法

- 甲 1 適格消費者団体として認定をした旨の通知書
- 甲 2 花園クリニック治療同意書
- 甲 3 よくあるご質問
- 甲 4 人工抗原樹状細胞療法の説明図
- 甲 5 平成 28 年 9 月 23 日付け申入書
- 甲 6 平成 28 年 12 月 27 日付け申入書 (再)
- 甲 7 平成 29 年 5 月 17 日付け法 41 条 1 項に基づく事前請求書
- 甲 8 郵便物等配達証明書

## 附属書類

- |   |       |       |
|---|-------|-------|
| 1 | 訴状副本  | 1 通   |
| 2 | 甲号証写し | 各 2 通 |
| 3 | 証拠説明書 | 1 通   |
| 4 | 資格証明書 | 1 通   |
| 5 | 訴訟委任状 | 1 通   |

## 当事者目録

〒700-0026 岡山市北区奉還町一丁目7番7号  
原 告 特定非営利活動法人消費者ネットおかやま  
上記代表者理事 河 田 英 正

(原告訴訟代理人)

〒700-0821 岡山市北区中山下一丁目10番10号 新田ビル7階  
河端法律事務所(送達場所)  
弁護士 河 端 武 史  
電話 086-238-5473 FAX 086-238-5483

〒718-0003 岡山県新見市高尾2328番地1 アウル1階  
弁護士法人ゆずりは  
弁護士 大 山 知 康

〒714-0088 岡山県笠岡市中央町36-1 トピア駅前ビル3階  
備中綜合法律事務所  
弁護士 片 岡 靖 隆

〒700-0816 岡山市北区富田町一丁目8番8号 富田町EXEビル3B  
肥田弘昭法律事務所  
弁護士 肥 田 弘 昭

〒700-0082 岡山市北区表町一丁目6番56号 オレンジビル206号  
みよし法律事務所  
弁護士 三 好 英 宏

〒720-0803 広島県福山市花園一丁目3番9号  
被 告 花園クリニックこと檜崎幹雄



## 契約条項目録

「進行がん・末期がんの場合、貴クリニックで治療が開始する前、あるいは治療中にもかかわらず、病気の自然経過・進行による突然の症状の悪化等によって予定していた治療が遂行できなかった場合、または予期せぬ副作用などによって予定していた治療が遂行できなかった場合があることを十分理解した上で治療に臨みます。その際、細胞の培養作業等によって既に発生した治療費用は返金しないことに同意いたします（※樹状細胞は、成分採血後、一度にまとまった量を作製するため、その時点で全額自己負担になります。）」

以上

(別紙書面)

従業員 各位

花園クリニック 院長 榎 崎 幹 雄

ご 連 絡

花園クリニックは、消費者との間で樹状細胞療法によるがん治療契約を締結するに際し、下記契約条項記載の契約条項を含む意思表示を行いませんので、当クリニックが当該条項を使用した樹状細胞療法契約を行うための事務一切は行わないようにし、当該条項が記載された同意書面、契約書面は全て破棄してください。

記

「進行がん・末期がんの場合、貴クリニックで治療を開始する前、あるいは治療中にもかかわらず、病気の自然経過・進行による突然の症状の悪化等によって予定していた治療が遂行できなかった場合、または予期せぬ副作用などによって予定していた治療が遂行できなかった場合があることを十分理解した上で治療に臨みます。その際、細胞の培養作業等によって既に発生した治療費用は返金しないことに同意いたします（※樹状細胞は、成分採血後、一度にまとまった量を作製するため、その時点で全額自己負担になります。）」

以上